

学校・家庭・関係機関等と 連携・協働した いじめ対応事例集

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課

目次

小学校

小学校第4学年男子児童は、友達から「ブタになるぞと言われた」と保護者に訴えた。

➡ 1 保護者とのいじめに係る情報の共有

小学校第3学年女子児童は、放課後児童クラブを無断で欠席した。

➡ 2 学校・地域との連携によるいじめの早期対応

小学校第5学年男子児童は、同じ少年団に所属する男子児童からいじめを受けていた。

➡ 3 学校・家庭・地域団体との連携によるいじめの早期対応

小学校第5学年女子児童は、年上の女子児童から裸になることを強要され、スマートフォンで撮影された。

➡ 4 保護者及び関係機関と連携したいじめへの対応

中学校

中学校第2学年男子生徒は、Tシャツを隠されることが数回続いた。

➡ 5 校長のリーダーシップによる組織的対応

中学校第2学年女子生徒は、心身に苦痛を感じ、体調不良を理由に学校を欠席するようになった。

➡ 6 いじめの長期化を防ぐ調査の実施と被害者への組織的支援

中学校第3学年男子生徒の保護者は、いじめがある学校に子どもを登校させることはできないと、学校に訴えた。

➡ 7 関係機関との連携による迅速な対応

中学校第1学年女子生徒は、小学校第5学年の時から複数の同級生にからかいなどのいじめを受けていたが、いじめを受けていることを誰にも相談していなかった。

➡ 8 教育委員会・教育支援センターとの連携による組織的対応

高等学校

高等学校第1学年女子生徒は、別のグループの生徒から「最悪、地獄、キモい」などと言われたことにより、体調不良を理由に学校を欠席することがあった。

➡ 9 校長不在時の組織的な対応と保護者との連携

高等学校第1学年男子生徒の鞆や持ち物が汚されたり、破損されたりしているのを、HR担任が発見した。

➡ 10 保護者及び警察との連携による対応

高等学校第2学年女子生徒は、送信者が特定できない嫌がらせのメールが数回に渡り送られてきた。

➡ 11 関係機関との連携を図った組織的な対応

高等学校第2学年男子生徒は、SNSに事実とは異なる書き込みをされた。

➡ 12 校内組織と外部機関の連携による組織的な対応

事例1 保護者とのいじめに係る情報の共有

事案の概要

① 関係生徒

【被害】 小学校第4学年 男子児童A（1名）

【加害】 未特定

② いじめの概要

- ・ 児童Aは、普段から食欲旺盛で、食事のほかに、よく菓子類を食べていた。
- ・ ある日の休日、児童Aは一緒に買い物に出かけた複数の学級の友達から「そんなにたくさん食べたら本当にブタになっちゃうよ」と、言われた。
- ・ 友達の言葉にショックを受けた児童Aは、友達に「ブタになるぞと言われて悲しい」と保護者に訴えた。保護者は、誰に言われたのか聞いたが児童Aは答えなかったため、先生に相談することを勧めたが、児童Aは「友達との関係が悪くなるかもしれないから、学校には絶対に言わないでほしい」と訴えた。
- ・ 翌日、児童Aの保護者は、息子が登校した後、昨日の出来事及び朝の家庭での様子について、学級担任に電話で相談をした。

対応の経緯

- 児童Aの保護者から相談を受けた学級担任は、本事案が校内研修の事例研究で学んだいじめの定義に該当すると考え、児童Aの保護者に、学校いじめ対策組織に報告し、改めて対応方針について説明することを伝えた。
- 学校いじめ対策組織は、児童Aの「友人関係を悪化させたくない」という思いと、保護者の「学校での様子を教えてほしい」という思いの両方を大切にしながら対応することを確認し、児童Aに対して、保護者が相談したことがわからないように、自然を装って事実確認をする方向で対応を進めていくこと、並行して全児童に対し、普段、人を傷つけるような言葉遣いをしていないかを振り返らせる指導を行うことを決定した。
- 学級担任は、保護者に対して学校の対応を説明するとともに、家庭での気になる言動や、本事案に関わって再度児童Aから相談を受けた場合は、学校へ情報提供するよう依頼し、了承を得た。
- 翌日の朝、学級担任は児童Aと朝の挨拶を交わした後、「最近の学校生活はどうだい、何か困っていることはない？」と尋ね、事実確認を行った。児童Aは「困ったことはありません、大丈夫です」と答え、母親に訴えたことは話さなかったことから、いじめの事実確認や加害児童の特定はできなかった。そのため、当面、学校は全教職員が児童Aと積極的に関わり、注意深く見守ることとした。
- 学級担任は、児童Aの保護者に、対応時の状況及び当面の対応について説明し、了解を得た。
- 学校は、全学級において学級活動や道徳科で、言葉の大切さについて考えさせる授業を行った。
- その後、児童Aが友達とトラブルになることはなかったが、学校は、引き続き、複数の教職員で児童Aを観察し、情報を共有するとともに、保護者の不安を解消するため、定期的に学級担任が児童Aの学校での様子を伝えた。

対応のポイント

- いじめの定義及びいじめの発見から学校いじめ対策組織への報告までの理解
- 被害児童及び保護者の思いに寄り添った組織的な初期対応
- 保護者の不安を解消する定期的な情報提供
- 言葉の大切さについて考えさせる教育活動の実施

事例２ 学校・地域との連携によるいじめの早期対応

事案の概要

- ① 関係児童
 - 【被害】 小学校第３学年 女子児童Ａ（１名）
 - 【加害】 小学校第４学年 女子児童Ｂ～Ｅ（４名）
- ② いじめの概要
 - ・ 11月ごろから、児童Ａは、児童放課後クラブで、児童Ｂ～Ｅから悪口を言われたり、物を隠されたりしたことから、児童Ａは、異学年合同の活動のある日は登校を渋るようになり、冬季休業中の放課後児童クラブへの参加を嫌がるようになった。
 - ・ 1月下旬、児童Ａは放課後児童クラブを無断で欠席したため、心配したクラブ職員が保護者及び学校に連絡し、関係者で児童Ａを探したところ、クラブ職員が、学校から離れた公園のベンチに座っている児童Ａを発見した。
 - ・ クラブ職員が児童Ａに無断でクラブを欠席した理由を聞くと、児童Ａは児童Ｂ～Ｅからいじめられるのが嫌でクラブに行かなかったことを話した。クラブ職員は、後から公園に駆け付けた児童Ａの保護者と学級担任に、クラブを欠席した理由を話した。

対応の経緯

- 公園にいる３年担任から報告を受けた教頭は、３年担任に対し、保護者の了承を得てそのまま家庭訪問し、児童Ａの困り感に寄り添いながら、丁寧に事実確認の聞き取りを行うよう指示した。
- 教頭は、本事案について校長に報告するとともに、校長は学校いじめ対策委員会を開催し、放課後児童クラブと連携した児童Ｂ～Ｅへの聞き取りを行うよう指示した。
- 翌日、教頭は放課後児童クラブの主任に連絡し、いじめの定義を説明した上で、児童Ａに対する児童Ｂ～Ｅのいじめ行為を見聞きしたことがあるか、職員に聞き取りを行うよう依頼した。
- 生徒指導部長と第４学年の学年部長が中心となり、児童Ｂ～Ｅに対して聞き取りを行ったところ、それぞれが、児童Ａに対していじめの行為を行ったことを認めた。
- 放課後児童クラブの主任は、職員にいじめの定義を説明した上で事実確認を行ったところ、職員は「見聞きしたことがある」「ふざけてやっているだけだと思った」「いじめの定義を理解していなかった」などと答えたことから、主任は教頭に、いじめの事実があったことと合わせて、職員がいじめの定義を十分に理解していなかったことを伝えた。
- 学校いじめ対策委員会は、児童Ａに対しては、学校と放課後児童クラブの連携による児童Ａの見守り体制、養護教諭を中心とした教育相談などの対応、児童Ｂ～Ｅに対しては、それぞれ、保護者を含めて面談を実施し、児童へ指導するという対応方針を決定した。
- 生徒指導部長と３年担任は、児童Ａの自宅を訪問し、児童Ａ及び保護者に学校の対応方針を説明し、了解を得た。
- ３年担任からの報告を受けた教頭は、放課後児童クラブの主任に連絡し、見守りを依頼するとともに、いじめの行為を発見した場合は、情報を共有することを確認した。
- ４年担任及び学年部長は、児童Ｂ～Ｅ及びその保護者と面談を行い、児童には、具体的ないじめの例を挙げ、被害者の立場になって考えさせるなどの指導を行い、「いじめは絶対に許されない」と言うことを理解させるとともに、保護者には家庭で「よくなかったこと」を内省させるなどの指導を依頼した。
- その後、学校と放課後児童クラブでの見守りや心のケア、学校での児童Ｂ～Ｅへの定期的な面談を実施したことにより、いじめはなくなり、児童Ａは、児童Ｂ～Ｅなどとも学校や放課後児童クラブで楽しく活動できるようになった。また、学校は再発防止に向けて定期的に「学校生活アンケート」を実施したり、放課後児童クラブの職員と合同研修を行ったりしている。

対応のポイント

- 学校と地域（放課後児童クラブ）の連携による見守り体制の構築
- 養護教諭を中心とした教育相談体制の整備
- 発達の段階を踏まえた保護者同席による加害児童への指導及び家庭での協力依頼

事例3 学校・家庭・地域団体との連携によるいじめの早期対応

事案の概要

- ① 関係生徒
 - 【被害】小学校第5学年1組 男子児童A（1名）
 - 【加害】小学校第5学年2組 男子児童B（1名）
- ② いじめの概要
 - ・児童Aと児童Bは、小学校第3学年の頃から、同じ少年団に所属して活動していた。
 - ・第4学年のとき、児童Bは少年団で活躍するようになると、あまり上手ではない児童Aを見下す発言をするようになった。
 - ・第5学年になってからは、下校時、児童Aが歩いていると児童Bがやってきてトレーニングと言ってカバンを持たされ、歩くのが遅いと後ろから蹴られたり、少年団では児童Aがミスをする、帰りに児童Bから罵られ、時には「気合注入」と言って叩かれたりすることもあった。
 - ・また、児童Bは児童Aに対して「いじめられていることは、絶対親に言うな」と言っていた。
 - ・児童Aの表情は次第に暗くなっていき、心配した保護者が理由を聞いたところ、児童Aがいじめられていることを話したことから、保護者は動揺しながらもすぐに学校へ連絡した。

対応の経緯

- 連絡を受けた1組担任は、教頭及び学校いじめ対策組織へ報告した。校長は、教頭に複数の教員で、児童A、児童B、児童Aと仲のよい友達、同じ少年団に所属している児童に聞き取りを行い、事実確認をするよう指示した。
- 各教員が関係児童に聞き取りを行い、事実関係を確認できたが、児童Bは、最初いじめの事実を認めなかったり、いじめの行為を認めた後も、「児童Aのプレーが下手だから悪い」と言ったりするなど、反省する様子が見られなかった。
- 学校いじめ対策組織は、児童A及び保護者が精神的に不安定になっていることから、学校生活に安心感をもたせること、児童Bに対しては「いじめは絶対に許されない」ということを理解させることを重点として、学校、家庭、地域団体による連携した対応について協議し、決定した。
- 放課後、校長と1組担任は、児童Aと一緒に下校しながら自宅を訪問し、保護者に対して、養護教諭を中心とした心のケアや1組担任による個人面談、電話連絡、全教職員及び地域団体との連携による見守りなど、対応方針について説明した。児童A及び保護者は学校の説明に理解を示し、保護者は「説明を聞いた子どもの表情を見て、少し安心しました」と話した。
- 教頭は、少年団の練習開始前に活動場所へ行き、監督に本事案について説明するとともに、活動中はもとより、活動前後の時間も児童A、Bを観察し、いじめの行為を発見した場合は適切に指導するよう依頼した。また、翌日の朝、登下校の見守りを行っているスクールガードに、自校でいじめを認知したことだけを伝え、見守りや観察の強化を依頼した。
- 児童Bに対しては、生徒指導部長及び2組担任が面談を行い、いじめの事例を例に、自分が被害者になったらどう思うかなどを考えさせた上で、「いじめは絶対に許されない」ということを指導した。
- 児童Bへの指導後、生徒指導部長と2組担任は児童Bの自宅を訪問し、本事案及び学校での指導等について説明するとともに、家庭での指導や少年団等での見守りなどを依頼した。保護者は学校の対応について理解を示すとともに、児童A及び保護者に謝罪したいと申し出た。
- 後日、児童A・Bとその保護者が学校に集まり、児童B及び保護者が、児童A及び保護者に謝罪した。児童Aの保護者は児童Bに、児童Aはもとより被害・加害の保護者もつらい思いをしたことを伝えた。児童Bは泣きながら再び児童Aに謝罪し、最後に校長が友達関係の在り方について話をした。
- その後、児童Bは相手のことを考えた言動をとるようになり、児童Aとの関係も修復していった。また、地域住民から児童の気になる言動が報告されるようになり、いじめの早期発見につながるようになった。

対応のポイント

- 重点を明確にした対応方針及び組織的な対応
- 学校、家庭、地域団体との連携による見守り
- 加害児童に「いじめは絶対に許されない」ことを理解させる適切な指導

事例4 保護者及び関係機関と連携したいじめへの対応

事案の概要

① 関係児童

【被害】 小学校第5学年 女子児童A（1名）

【加害】 小学校第6学年 女子児童B、C（2名）

② いじめの概要

- ・5月初旬の休日、児童Aは、児童B、Cに学校近くの公園に来るよう命令された。
- ・児童Aは、児童B、Cに公園の女子トイレに連れていかれ、服を脱いで犬の真似をするよう強要された。
- ・児童Aは要求を拒んだが、児童B、Cが高圧的な態度で迫ってきたことに恐怖を感じ、服を脱いだ。
- ・児童B、Cは、泣きながら犬の真似をする生徒Aの様子を笑いながらスマートフォンで撮影した。
- ・休日明け、学校のトイレで児童B、Cが本事案について話していたのを聞いた児童Aと同じ学級の女子児童は、すぐに学級担任（男性 以下、5年担任）へ報告した。

対応の経緯

- 報告を受けた5年担任は、児童Aを別室に連れていき、本事案について確認したところ、児童Aは無言でうなずき、「先生、どうしよう・・・」と言って大声で泣きだした。5年担任は電話で教頭に連絡し、事案の概要を報告するとともに、女性教員を別室に派遣するようお願いした。
- 校長は、学年部長を中心に関係児童1人に対し2名体制で事実確認を行い、児童Aから聞き取った内容を関係児童と確認すること、児童B、Cに聞き取りを行う教員には、①いつ、②どこで、③誰が、④どのように、⑤何をしたかに加え、⑥どうしてしてしまったのかを正確に聞き取ること、児童Aを担当する5年担任には、児童Aを必ず守り抜くことを伝えた上で、心情に配慮しながら時間をかけて聞き取りを行うことを指示した。
- 第6学年担任団が児童B、Cに聞き取りを行ったところ、面白い動画を集めるため、言うことを聞きそうな児童Aを呼び出し、服を脱がせて児童Bのスマートフォンで撮影をしたことを認めた。
- 5年担任は見守っていた女性教員と一緒に、児童Aに安心感を与える言葉をかけながら聞き取りを行ったところ、児童Aは、児童B、Cとの関係や事案の概要、不安に思っていることなどを話した。
- 学校いじめ対策組織は、確認した事実を基に、児童Aと保護者に対しては、画像流失の防止と児童Aの心のケアなど心の寄り添った対応を、児童B、C及び保護者に対しては二度と人権を侵害する行為をすることのないよう毅然とした態度で対応することを決めた。
- 5年担任は、すぐに保護者と連絡を取り、校長と一緒に家庭を訪問して本事案の詳細及び児童Aへの対応方針及び児童B、C及び保護者への指導方針を説明した。また、校長は画像流出などの被害拡大を防ぐため、速やかに警察に相談することを促したところ、保護者は被害届を出す意向を示したことから、学校として把握している情報を基に警察の捜査に協力することを説明し、理解を得た。
- 児童B、Cの学級担任は、保護者に連絡し事案の概要を説明するとともに、警察の助言を踏まえ、児童B、Cのスマートフォンをもって来校するよう依頼した。
- 教頭、学年部長、児童B、Cの学級担任は、児童B、Cの保護者に事案の詳細を説明した後、同席していた児童B、Cも含めた全員で、スマートフォンに保存されている画像を確認し、児童B、Cを指導するとともに、保護者には家庭での指導、スマートフォンの使い方の確認及び管理、今後の行動観察等を依頼し、保護者了承の下、児童B、Cのスマートフォンを預かった。
- 撮影データについては、児童B、Cが使用する無料通話アプリで、BとCの間で送受信されていたが、他のSNS等には拡散していなかった。
- 翌日、警察の指示により、児童B、Cの保護者に来校してもらい、児童B、C同席の下、学校で預かっていた児童B、Cのスマートフォンから、撮影データの削除を行った。併せて、児童A及び保護者に来てもらい、指導内容について説明するとともに、謝罪の場を設定した。
- その後、学校は情報モラル教育の指導を強化するとともに、学校便り等で情報モラルに係る記事を連載したり、警察を講師とした保護者向け研修会を開催したりし、家庭での情報機器の利用に関するルールづくりなどについて普及啓発を行ったことにより、同様の事案が発生することは無くなった。

対応のポイント

- 校長の指示による被害・加害児童への適切な聞き取り
- 加害・被害保護者への適切な対応及び指導
- 警察との連携による撮影データの拡散防止・削除及び再発防止に向けた取組

事例5 校長のリーダーシップによる組織的対応

事案の概要

① 関係生徒

【被害】中学校第2学年 男子生徒A（1名）

【加害】中学校第2学年 男子生徒B、C（2名）

② いじめの概要

- ・9月初旬、生徒Aは、体育着袋に入れていたTシャツを隠された。当初、生徒Aは袋にTシャツを入れ忘れたと考えていたが、その後、同様の事案が2回続いたことから、学級担任に相談した。
- ・学校いじめ対策組織は、本事案をいじめとして認知し、再発防止に向けて生徒Aの保護者に連絡した上で、教職員による見回り等を行ったが、本事案は放課後の生徒がいない教室や更衣室で起こっているため、その後も複数回、生徒Aの持ち物がなくなり、生徒Aは登校することに不安を感じるようになった。
- ・生徒Aの保護者は、学校に対して犯人捜しを徹底するよう強く要求し、犯人が見付からなければ、警察に被害届を出すと言ってきた。

対応の経緯

- 校長は、学校いじめ対策会議を開催し、生徒A及び保護者の不安解消及び再発防止に向けた対応の見直しについて協議を行った。
- 校長と学級担任は、生徒Aの自宅を訪問し、改めて、保護者に対して学校の対応方針を説明し、理解を求めた。
- しかし、保護者は警察へ被害届を出すことを強く主張してきたため、校長は被害届を出すことで逆に生徒Aの不安やストレスが一層高まり、学校へ登校できなくなることが心配であると伝えた。
- 学校に戻った校長は、現段階では、教育関係者ではない第三者が保護者の話を聞いた方が、保護者の心情が安定すると考え、教育委員会にスクールソーシャルワーカーの派遣を依頼するよう教頭に指示した。
- 校長は保護者対応の窓口となって保護者の怒りを受け止め、スクールソーシャルワーカーは保護者の不安や不満を取り除くなど、役割を分担して対応した。
- 校長は生徒Aが抱える不安の解消が、保護者の心情の安定につながると考え、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に生徒Aの心に寄り添い、不安を取り除くケアを行った。
- 学校は、生徒A及び保護者への対応と並行して、学級便りや保護者会、生徒へのアンケート調査を実施するとともに、加害者と疑われている生徒に対し、確実な情報をもとに、慎重に事情聴取を行った。
- また、校長は全校集会で、全校生徒に対し講話を行い、被害生徒の心に寄り添い、心の痛みを感じてもらうことを訴えた。
- 校長の生徒の心に響く講話やアンケート調査を実施したことにより、生徒B、Cは生徒AのTシャツを隠したことを自分から申し出た。生徒指導部長と学級担任は、生徒が行為に至った理由や心情を丁寧に聞き、相手の気持ちを考えることの大切さを指導するとともに、生徒B、Cの保護者に本事案について説明した。
- 生徒B、C及び保護者は、生徒Aの自宅を訪問し、生徒A及び保護者に対して深く謝罪した。
- その後、生徒Aの物が隠されることはなくなり、生徒Aは安心して登校するようになった。生徒Aの保護者も不安が解消され、以前より教職員を信頼するようになった。

対応のポイント

- 校長のリーダーシップによる被害生徒及び保護者の不安解消を重点とした組織的な対応
- 管理職を中心とした教育委員会との連携
- 養護教諭及びスクールカウンセラーを中心とした相談体制の確立

事例6 いじめの長期化を防ぐ調査の実施と被害者への組織的支援

事案の概要

① 関係児童

【被害】中学校第2学年 女子生徒A（1名）

【加害】中学校第2学年 男子生徒B（1名）

② いじめの概要

- ・第1学年の12月ごろ、生徒Bは、生徒Aを人が嫌がるあだ名で呼ぶようになり、1月頃から生徒Aに対して、「お前は来るな」「〇〇菌がうつる」など、差別的な発言をするようになった。
- ・学校は、いじめとして認知し、学級担任は、生徒Bの差別的な発言に対して、その都度指導し、生徒Aに謝罪させるなどして解決を図るとともに、生徒A・Bの保護者に報告した。
- ・しかし、第2学年になった生徒Bは、人がいないところや、人の見えないところで生徒Aをいじめるようになり、人に気付かれないように生徒Aにからかいやいじり、嫌がらせなどの行為を行った。
- ・生徒Aは、心身に苦痛を感じ、5月から体調不良を理由に学校を欠席するようになった。生徒Aから理由を聞いた保護者は、学級担任に生徒Bによるいじめが続いていることを伝えた。

対応の経緯

- 保護者からの連絡を受けた学級担任は、すぐに教頭及び学校いじめ対策組織へ報告した。校長は、生徒指導部長に生徒Bへの聞き取りを行うよう指示するとともに、学級担任とともに生徒Aの自宅を訪問し、生徒Aと保護者からいじめの詳細や学校に対する要望等について聞き取りを行った。
- 生徒指導部長は、生徒Bと面談し、いじめの事実確認を行ったが、生徒Bは「言っていない、やっていない」といじめの行為を否定し続けたため、本事案が長期化するのではないかと考えた。
- 学校いじめ対策組織は、生徒A及び保護者の願いである「安心・安全な学校生活」を保障する対応方針を決定するとともに、生徒Bのいじめ行為の実態を把握するため、第2学年の全生徒を対象にいじめ発見アンケートを実施することにした。
- アンケートでは、複数名の生徒から、生徒Aに対する生徒Bのいじめ行為を見たり聞いたりしたとの回答が得られたことから、複数の教員で聞き取りを行い、事実確認を行った。結果は生徒A及び保護者から聞き取った内容と同様であった。
- 結果を踏まえ、再度、生徒指導部長と学年主任が生徒Bと面談を行ったところ、生徒Bは人に気付かれないようにいじめ行為を行っていたことを認めたことから、「いじめは絶対に許されることではない」という強い姿勢で指導した。また、生徒指導部長は生徒Bの保護者に連絡し、いじめの事実と指導内容について説明するとともに、家庭での適切な指導を依頼した。
- 校長と学級担任は、生徒Aの自宅を訪問し、確認したいじめの事実を報告しこれまでの学校の対応について謝罪するとともに、「生徒Aの安心・安全な学校生活」に向けて、家庭訪問や1人1台端末等を活用した学習支援及び教育相談の実施、学校で安心して過ごせる場所の準備、スクールカウンセラーや養護教諭による定期的な面談など今後の対応方針について説明した。
- 学年団を中心に継続的な学習支援や教育相談を行った結果、生徒Aの不安は徐々に解消され、別室登校を経て、学級で授業を受けられるようになった。また、生徒Bの保護者と連携し、生徒Bに対して学校での教育相談と家庭での指導を連動させて行ったことにより、人との関わり方を改善するようになり、生徒Aを含む多くの生徒と良好な人間関係を築くことができるようになった。

対応のポイント

- 被害生徒及び保護者の要望を踏まえた対応方針の決定
- いじめの実態を把握するいじめ発見アンケートの実施
- 被害生徒の安心感と登校意欲を高める組織的な学習支援や教育相談等の実施
- 学校と家庭が連携した加害生徒への教育相談、指導

事例 7 関係機関との連携による迅速な対応

事案の概要

① 関係生徒

【被害】中学校第3学年 男子生徒A（1名）

【加害】中学校第3年年 男子生徒B～D（3名）

② いじめの概要

- ・7月、生徒Aは、2日間連続して、体調不良を理由に学校を欠席したため、学級担任は学校からのお便り等をもって家庭を訪問した。
- ・学級担任は保護者同席のもと生徒Aと会うことができたため、授業の進度や学級の様子を伝えたが、生徒Aは浮かない表情で話を聞き、最後に「先生・・・いや、なんでもない」と言った。
- ・学級担任は、生徒Aの最後の言葉が気になったので、生徒Aの保護者に、生徒Aが言いかけたことについて保護者から聞いてもらうようお願いした。
- ・翌日、学級担任は生徒Aの保護者から、生徒Aが生徒B～Dからいじめにあっていること、いじめがある学校に子どもを登校させることはできないこと、いじめを受けて学校に登校できないことを教育委員会に報告することなどについて連絡を受けた。

対応の経緯

- 生徒Aの保護者からの連絡を受けた学級担任は、すぐに管理職へ報告した。校長は生徒指導部長を中心に事実確認を行うよう、教頭に指示した。
- 学級担任は、生徒Aの家庭を訪問し、保護者同席の下、生徒Aからいじめの状況について詳細な聞き取りを行った。
- 生徒指導部長及び学級副担任の3名は生徒B～Dそれぞれから同時にいじめの事実について聞き取りを行い、生徒B～Dは、冷やかしのからかい、命令などのいじめを行ったことを認めた。
- 学校いじめ対策組織は、確認した事実を基に本事案をいじめとして認知し、関係生徒及びその保護者への対応について協議した。特に生徒Aの保護者は不安を抱えていることから、校長は被害生徒の心に寄り添った対応を丁寧に行うよう指示するとともに、教育委員会に本事案の内容及び対応方針等について報告した。
- 教頭と学級担任は、生徒Aの家庭を訪問し、生徒Aと保護者に対して、いじめに気付くことができなかったことを謝罪するとともに、学校としての生徒Aへの対応方針及び生徒B～Dへの指導方針について説明した。生徒Aは対応方針に理解を示し、登校することに前向きな姿勢を見せたが、保護者は不安を感じていること訴えた。
- 校長は、教育委員会に家庭訪問での生徒A及び保護者の状況を説明するとともに、保護者の不安を解消する方策について相談をしたところ、事前に学校からいじめの報告を受けていた教育委員会は、保護者から連絡を受けた際、不安や悩み等を聞き取り、民生委員との面談を勧めたことを伝えた。
- 民生委員は生徒Aの家庭を訪問してAの保護者と面談を行ったところ、保護者は生徒B～Dに対する学校の指導が具体的ではなかったことに不安を感じたことを話したため、民生委員は教育委員会を通じて学校に情報提供した。
- 後日、教頭及び学級担任が再び生徒Aの家庭を訪問し、保護者に対して生徒B～Dへの指導の詳細について改めて説明し、了承を得た。
- 学校は、すぐに生徒指導部長を中心に生徒B～Dと面談を行い、人間としての倫理観や規範意識を身に付けさせる指導を行った。生徒B～Dから生徒Aに謝罪したいとの申し出があったことから、学級担任は生徒A及び保護者に連絡し、了承を得て、謝罪の場を設定した。
- その後、生徒A及び保護者は学校の迅速な対応に感謝するとともに、生徒Aは学校に登校するようになった。

対応のポイント

- 被害生徒及び保護者の心情に寄り添った迅速かつ丁寧な対応
- 教育委員会や民生委員との情報共有及び連携による、迅速かつ組織的な対応
- 加害生徒に対する適切な指導

事例 8 教育委員会・教育支援センターとの連携による組織的対応

事案の概要

① 関係生徒

【被害】中学校第 1 学年 女子生徒 A（1 名）

【加害】中学校第 1 学年 女子生徒 B～D（3 名）

② いじめの概要

- ・生徒 A は、小学校第 5 学年のときから、同級生の生徒 B～D に、冷やかしのからかいなどのいじめを継続して受けていた。
- ・小学校第 6 学年のとき、生徒 B～D は、SNS 上に生徒 A を誹謗中傷する書き込みをしていた。
- ・生徒 A は、学校では冷やかしのからかい、学校外では SNS 上で誹謗中傷を受けていたが、学校の先生や保護者に訴えることで、生徒 B～D のいじめが更にエスカレートするのではないかと考え、誰にも相談することができなかった。
- ・中学校入学後、生徒 A は体調不良を理由に学校を欠席するようになった。
- ・頻繁に学校を欠席することを心配した保護者は、生徒 A に時間をかけて何度も理由を聞いたところ、4 月下旬、生徒 A は学校で勉強したいけれど、小学校のときからいじめを受けおり、登校するのが怖いと話した。理由を聞いた保護者は、学級担任に連絡した。

対応の経緯

- 保護者から連絡を受けた学級担任は、すぐに管理職へ報告し、校長は学校いじめ対策組織で、生徒 A と保護者の不安解消を図るため、生徒 A 及び保護者に対する関係機関への相談・支援の要請と再発防止を重点として、組織的に対応するよう教職員に指示した。
- 教頭は、教育委員会に現状を報告し、当面、生徒 A が安心して学べるよう、教育支援センターの利用を要請するとともに、教育委員会、教育支援センター、保護者の連絡窓口となり連携を図った。
- 生徒指導部長及び第 1 学年の教員は、生徒 B～D と個人面談を行い、生徒 A に対するいじめの事実確認後、指導を行うとともに、生徒 B～D の保護者に報告及び今後の対応について説明を行った。
- 養護教諭及びスクールカウンセラーは、1 人 1 台端末や電話を活用し、生徒 A のカウンセリング及び状況把握を行った。
- 教育委員会は、生徒 A の教育支援センターへの通級手続きを行うとともに、保健師と連携して保護者面談を行った。また、本事案について教育局に連絡し、生徒 A が学校に登校できるようになるまでの、教育支援センターと学校との連携の留意点等について指導助言を受けた。
- 教育支援センターは、教頭と共有した情報を踏まえ、生徒 A が安心して登校できるまで学習指導を行うとともに、人間関係づくりについての指導を行った。また、学校の授業を教育支援センターで視聴できるようにし、生徒 A 及び保護者の学習進度の遅れに対する不安を解消した。
- その後、生徒 A は、毎日、教育支援センターで仲間とともに学習に励むようになり、週に 1 日程度、学校の教育相談室で授業を受けたり、行事に参加したりするなど、少しずつ登校できるようになった。

対応のポイント

- 学校いじめ対策組織の対応方針に基づく迅速な組織的対応
- 連絡調整窓口の一本化による情報共有及び学校と関係機関の役割を明確にした対応
- 教育委員会による支援及び指導助言
- 1 人 1 台端末等を活用した、学校と教育支援センターの連携による学びの保障

事例 9 校長不在時の組織的な対応と保護者との連携

事案の概要

① 関係生徒

【被害】 高等学校第 1 学年 女子生徒 A（1 名）

【加害】 高等学校第 1 学年 女子生徒 B（1 名）

② いじめの概要

- ・ 生徒 A が在籍するクラスは、女子生徒が出身中学校を中心とした 2 つのグループに分かれていた。
- ・ 生徒 B は、生徒 A とは別のグループで、特に生徒 A に対して強い口調で接することが多かった。
- ・ 授業で、生徒 A と生徒 B は同じグループやペアで活動した後、生徒 B は仲のよい友達に、「マジ最悪だった」「地獄だったわ」「あいつキモイ」などと言うことがあった。
- ・ 入学してから 2 か月間、生徒 A は生徒 B の言動を気にしないようにしていたが、徐々に「なんで生徒 B にそこまで言われなければならないのか」と考えるようになり、体調不良を理由に学校を欠席することもあった。
- ・ 生徒 A が 2 日連続で学校を欠席した際、HR 担任は、家庭を訪問して保護者と一緒に生徒 A から話を聞いたところ、生徒 A は生徒 B から悪口を言われ嫌な思いをしていることを話した。

対応の経緯

- 家庭訪問後、HR 担任はすぐに学校に戻り、教頭に生徒 A の訴えを報告した。教頭は出張に出ている校長に連絡し、対応の指示を受け、関係生徒から聞き取りを行うよう生徒指導部長に指示した。
- 事実確認にあたり、聞き取る生徒の人数が多いことから、HR 担任、学年主任、生徒指導部が連携し、放課後、複数の教員が同じタイミングで、2 つのグループの合計 6 名の生徒に聞き取りを行った。
- 生徒 A と仲のよい生徒からは、「特に生徒 B の生徒 A に対する言動はひどい」などの話が聞かれ、生徒 B と仲のよい生徒からは、「同じグループだから生徒 B が言うことに同調した」などの話が聞かれた。
- 最後に HR 担任と生徒指導部長が生徒 B に話を聞いたところ、生徒 B は生徒 A に対する言動を認めた上で、「A に原因があるのではなく、自分がイライラして言った。別に誰でもよかった」と答えた。また、HR 担任が生徒 A の状況を伝え、生徒指導部長が生徒 A への暴言を止めるよう指導したが、生徒 B は「止められるかどうか分からない」と答えた。
- 関係生徒からの聞き取りを受け、いじめ対策委員会で対応を協議し、教頭と HR 担任が生徒 A・B の家庭を訪問して保護者に現状について報告し、協力を依頼することを決めた。
- HR 担任は、生徒 A の保護者にいじめの事実を伝えるとともに、今後いじめについて学年全体に指導すること、学校と家庭で本人を見守るとともに定期的に様子を共有することなどについて確認した。
- 生徒 B の保護者は、いじめの事実を驚いた後、家庭内の状況がよくないことや、本人と会話がなくなっていることなどを話したため、教頭はスクールソーシャルワーカー等に相談することを勧めるとともに、生徒 B としっかり向き合うことを伝えた。
- その後、生徒 B の保護者はスクールソーシャルワーカーや保健師等の助言を受けて、家庭環境を変え、生徒 B と積極的に関わるようにしたことにより、生徒 B の心が安定し始め、徐々に生徒 A に対する暴言もなくなっていき、生徒 A は元気に登校するようになった。

対応のポイント

- 校長不在時、いじめ問題に迅速に対応するシステムの確立
- 複数教員による生徒への組織的な聞き取り
- 保護者との情報共有及び役割を明確にした連携
- 家庭を支援する関係機関の紹介

事例10 保護者及び警察との連携による対応

事案の概要

① 関係生徒

【被害】高等学校第1学年 男子生徒A（1名）

【加害】高等学校第1学年 男子生徒B、他数名

② いじめの概要

- ・生徒Aは高校入学当初から生徒Bを中心とした同級生数名からいじめを受けていた。
- ・生徒Aからいじめの相談を受けたHR担任は、学校いじめ対策組織に報告した。
- ・校長は、生徒指導部長を中心にいじめの事実確認を行うよう指示し、HR担任等が分担して加害生徒に聞き取りを行ったが、加害生徒たちはいじめの行為を否定した。
- ・学校いじめ対策組織は、生徒Aの学校生活に対する不安を解消するため、心のケア及び全教職員による見守り、加害生徒たちの行動観察を徹底することなどを決めた。
- ・翌週、校庭での体育の授業中、HR担任が教室に行ったところ、生徒Aの鞆や持ち物が汚されたり、破損したりしているのを発見した。

対応の経緯

- 生徒Aの持ち物の破損等を発見したHR担任は、教頭及び生徒指導部長に報告した。
- 校長は学校いじめ対策組織の構成員を招集し、警察との連携を視野に入れた今後の対応方針を検討するとともに、緊急の職員打合せを行い、事故の経緯及び学校の対応方針について共通理解を図った。
- 学校は緊急の全校集会を開き、校長が全校生徒に対し事故の概要及びいじめの未然防止と犯罪行為の撲滅に向けた取組について説明した。
- 放課後、教頭及びHR担任は、生徒Aの自宅を訪問し、保護者に事故の経緯と警察との連携を含む今後の対応について説明するとともに、学校と家庭が連携して、生徒Aの心のケアを最優先に取り組むことを確認した。
- 生徒Aの保護者は、学校の迅速な対応と生徒Aのことを考えた対応方針に理解を示し、学校の助言を受け入れ、警察に相談した。
- 警察は、学校に対し、加害生徒を特定する必要があるため、当該クラスの生徒全員に対する聞き取り調査の実施への協力を要請した。要請を受けた学校は、警察による聞き取り調査の手順を確認し、当該クラスの保護者に調査の実施について協力を依頼した。
- 翌日、生徒Bが生徒Aの持ち物は自分が壊したと申し出てきたため、学校は警察と連携の下、生徒Bの保護者と協力し、生徒Bに対するいじめ及び犯罪行為について厳しく指導した。
- その後、加害生徒たちによるいじめの行為は止み、生徒Aは安心して学校生活を送っているが、学校は家庭と連携して生徒Aに対する心のケアを継続するとともに、いじめから犯罪行為につながる事案が発生しないよう、SOSの出し方教育を含めた心の教育の充実に努めている。

対応のポイント

- 学校いじめ対策組織の対応方針に基づく組織的な取組
- 校長の適切な判断と強いリーダーシップによる家庭・警察と連携した対応
- 教頭とHR担任による迅速な家庭訪問及び生徒Aの保護者への生徒Aの心のケアを最優先に考えた対応方針の説明

事例11 関係機関との連携を図った組織的な対応

事案の概要

① 関係生徒

【被害】 高等学校第2学年 女子生徒A（1名）

【加害】 未特定

② いじめの概要

- ・ある日、生徒Aのスマートフォンに、送信者が特定できない人から、「必ず開いて」という件名で、「今日は大きな声で笑っていたね。何があったのかな。」という内容のメールが送られてきた。
- ・送信者が特定できない人からのメールだったため、生徒Aは「誰かが誤って送ったもの」と考え、返信をせずメールを削除した。
- ・翌日、またしても同じ相手からメールが送られてきたため、生徒Aはメールを削除しようとしたが、件名に「今日、〇〇の話をしていたね」という表示があり、生徒Aは学校で仲のよい友達と「〇〇」の話をした覚えがあったため、メールを開いた。すると、メール本文には、生徒Aの学校での発言や行動の様子が書かれていた。
- ・その後も、数日にわたって、学校での言動が書かれたメールが送られてきたため、不快に思った生徒AはHR担任に相談することにした。

対応の経緯

- HR担任に相談をしたとき、生徒Aは本事案についていじめと考えていなかったが、HR担任は校内研修で学んだ事例と類似した事案であったことから、いじめの疑いあるいはいじめに発展する恐れがある事案と考え、いじめ対応窓口の教員に報告した。
- 報告を受けた教員は、学校いじめ対策組織に報告し、協議の上、本事案をいじめと認知し対応することとした。
- HR担任と学年主任は、生徒Aと面談し、本事案がいじめに発展する恐れがあるため、いじめとして認知すること、生徒Aが安心して学校生活を送れるよう配慮することなどを伝えた上で、メールの内容やいじめの状況把握等を行った。また、HR副担任はクラスの他の生徒との面談を行い、情報収集に努めた。
- HR担任は、生徒Aの保護者に本事案の概要と学校はいじめと認知して対応することなどを伝え、学年集会での指導やクラスでの指導、PTAへの報告等について、生徒Aの保護者と相談しながら進めた。また、生徒Aの保護者は、HR担任の助言を受け、メール送信者を特定するために警察へ被害届を出し、学校は警察と情報交換を行うなどの連携を図った。
- 学校は、教育局にいじめ対応について相談し、いじめの未然防止に向けた効果的な取組や、過去のSNSに関するいじめ対応等について助言を受けた。
- 加害者を特定することはできなかったが、各クラスで生徒といじめの定義について確認するとともに、いじめの未然防止に向けた取組や情報モラル教育の一層の推進を図ったことにより、その後、加害者から生徒Aにメールが送られてくることはなくなった。

対応のポイント

- 教職員の危機管理意識の向上を図る実践的な研修の実施
- 学校と保護者の情報共有による信頼関係の構築及び保護者の意向を踏まえた関係機関との連携
- 教職員と生徒によるいじめの定義の確認
- PTAへ本事案の概要及び学校の指導方針の周知

事例12 校内組織と外部機関の連携による組織的な対応

事案の概要

- ① 関係生徒
 - 【被害】 高等学校第2学年 男子生徒A（1名）
 - 【加害】 未特定
- ② いじめの概要
 - ・ 生徒Aは、就寝前にスマートフォンで様々な種類のSNSを見ることが習慣になっている。
 - ・ SNSに掲載されている投稿者の名前は匿名であるが、中学生の頃、生徒Aが通っていた学校の生徒ということが分かる投稿内容もあり、生徒Aはそれらの投稿を毎日見るようにしていた。
 - ・ ある日、生徒AがいつものようにSNSの投稿を見てみると、明らかに自分のことだと分かる内容が書かれており、さらに読み進めていくと、生徒Aの過去のことについて事実とは異なる内容が書かれていた。また、その投稿に対して、生徒Aを誹謗中傷するコメントが複数掲載されていた。
 - ・ 翌週、生徒Aは、学校が実施したいじめに関するアンケート（無記名式）に「SNSに事実ではないことを書かれ、嫌な思いをしている」と記載した。

対応の経緯

- アンケート実施後、学校は全生徒を対象に個人面談を実施し、HR担当がSNSの利用状況を聞いていったところ、生徒Aはアンケートに記載した内容について話をした。
- HR担当が問題のSNSの内容を確認すると、生徒Aの過去のことについて事実とは異なる内容が記載されていた。また、投稿者は閲覧制限をかけていないため、誰でも見ることができる状態であった。生徒Aは投稿内容が拡散されることに不安を感じていた。
- 生徒Aとの面談後すぐに、HR担当は、本事案について生徒指導部長に報告した。生徒指導部長から報告を受けた校長はすぐにいじめと認知し、学校いじめ対策委員会を開催して今後の対応について検討した。
- 本事案は、加害者が校内の生徒ではない可能性が高く、校内組織だけで対応することが難しいと判断した校長は、外部機関と連携して対応を進めるよう指示した。
- 翌日、HR担当と学年主任は生徒A及び保護者と面談を行い、関係機関との連携によるSNSの投稿の削除や心のケアに努めることなどを説明した。また、教頭は警察へ相談に行き、生徒指導部長とICT（情報）担当教諭はネットパトロール委託業者に連絡して、削除方法について助言をもらうなど、組織的な対応を行った。
- 収集した情報を基に、生徒Aと保護者が、該当のSNS運営者に削除依頼をしたところ、運営者は規則に従い、アカウントの削除及び書き込みの削除を行った。
- 学校は、本事案後もしばらくの間、スクールカウンセラーを中心に全教職員で生徒Aの心のケアを行った。また、全校集会を開き、ICT（情報）担当教諭が全生徒に対してインターネット上の情報は正しい情報だけではないことを理解させるとともに、適切に情報を活用するための基本的な考え方を継続的に指導した。

対応のポイント

- 警察やネットパトロール委託業者等の外部機関との連携
- 保護者に対する生徒Aの不安解消を最優先に考えた対応方針の説明
- 事案の解消に向けて役割を明確にした組織的な対応
- スクールカウンセラーを中心とした相談体制の確立